

# 平成30年度 第9回津有区地域協議会

## 次 第

日時：平成31年1月23日（水）

午後6時30分から

会場：津有地区公民館 中会議室

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 議 題

○地域活動支援事業について

- ① 会長会議の報告
- ② 平成31年度の採択方針等の見直し
- ③ 平成31年度事前説明会実施計画案

### 4 その他

○次回の開催日について

- 日 時：2月\_\_\_\_日（\_\_\_\_） 午後6時30分から
- 場 所：ファームセンター 農事研修室
- 内容(案)：自主的審議について  
3区合同意見交換会実施計画(案)について

### 5 閉 会

## 地域活動支援事業の検証・検討等に基づく見直し方法等 (抄)

### 1 取組の経過を踏まえた具体的な見直し方法等

#### (1) 基本的な考え方

①各区の様々な検証結果については、地域自治区制度を設けていることを踏まえ、市が直接的に一定の基準に整理（取れん）することは行わない。

#### (2) 見直しの手法

①今後、各地域協議会は、新年度の事業執行に向けて地域活動支援事業の具体の（見直し）検討に入ることから、検討の円滑化や実効性の高まりを期待するため、各区の様々な検証結果・意見に対して課題解決の考え方（例示）や市としての見解を情報提供する。

②地域協議会で検討した最終結果は、地域協議会間の認識を共有し、継続的な見直しに向けた基礎資料とするため、あらためて市が情報を集約し、各地域協議会にフィードバックする。

### 2 地域活動支援事業の目的・効果に照らした各区見直しの検証結果に係る市の案・見解

・別添「地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解 一覧」参照

#### 【用語の説明】

**提案**：見直しの検証結果を踏まえて、市から地域協議会へ課題の解決に向けた考え方の一例を示すものであり、結果を拘束するものではない。

※各地域協議会による検討の結果、区によっては、提案内容の一部変更や別の方法により対応すること等も想定している。

**見解**：市が制度運用の中で、考え方を整理もしくは検討するもの。

地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解 一覧

項目	検証対象	市からの 提案・見	区分	ページ
<b>1 制度全般</b>				
(1) 事務局の役割	○			
(3) 市類似補助事業との関係	○	○	見解	1
<b>2 採択方針</b>				
(1) 採択方針の精査	○	○	提案	2
<b>3 補助対象</b>				
(1) 対象事業				
① 市で行う事業関係	○	○	見解	3
② ハード整備事業関係	○	○	提案	4
(2) 対象経費				
① 人件費・経常的経費の取扱い	○			
② 備品購入の取扱い	○	○	提案	4
<b>4 周知・募集</b>				
(1) 時期の設定				
② 募集等に係る共通設定	○			
(2) 方法	○	○	見解	5
(3) 追加募集	○	○	提案	6
<b>5 審査・採択</b>				
(1) 審査方法				
① 審査態勢の共通化	○			
② 地域協議会内での認識共有	○			
③ 提案団体・地域と委員の関係性	○	○	提案	7
(2) 採択方法				
① 提案団体の自立化に向けた取組	○	○	提案	8
② 採択に係る考え方の共通化	○			
(3) 複数区提案	○			
(4) 採択事業の内容変更	○			
<b>6 評価</b>				
(1) 個別案件の事後評価	○	○	見解	9
<b>7 その他</b>				
(1) 本事業に係る環境整備	○			

**地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解**  
(津有区)

区分	概要等	
テーマ	<b>1-(3)-① 市類似補助事業との関係</b>	
課題意識 の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の活用を優先することで、既存の市類似補助事業の活用が進まない。</li> <li>・市の類似事業に該当する案件の採択の可否が各区によって異なることに対して不公平感があるため、市の統一した方針が必要。</li> </ul>	
津有区の 回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の補助制度を優先するよう全市で統一した制度とするべきである。</li> </ul>
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の補助金は、地域活動支援事業より補助率や補助金額が低い（満額支給されない）との理由により、地域活動支援事業に流れる傾向があるが、補助対象事業の制限（既存事業を優先させる仕組、制度）をはっきりと示す必要がある。</li> </ul>



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行どおりの取り扱いとする。</li> </ul>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の類似補助事業を優先する制度とした場合、地域活動支援事業より募集が遅い補助事業では、事業着手の時期が遅れ、課題解消や活力向上の効果が遅れる恐れがある。</li> <li>・市類似補助事業の概要一覧等を自治・地域振興課で作成し、地域協議会に配布する。</li> </ul>

**地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解**  
(津有区)

区分	概要等	
テーマ	<b>2-(1) 採択方針の精査</b>	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>各所管区域（全区）でおおよそ全ての内容を網羅しており、地域課題に焦点を合わせていない。</li> </ul>	
津有区の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動そのものが広義的な意味合いを持つため、採択方針を狭義にする必要はない。</li> </ul>
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択方針を絞ると、提案が出てこないことが懸念され、地域活動の意欲低下に繋がりがねない。</li> </ul>



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行どおりの取り扱いとするが、下記の案を提案する。</li> </ul>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択方針に地域で明らかに課題となっている事項（共通採択事項）を分かりやすく表現</li> <li>補助金の効果を広く地域に波及させるため、事業主体の構成員（スポーツクラブ等）に補助事業の成果が限られる事業を原則対象外とする。</li> <li>補助金の効果を直接地域に波及させるため、自らの活動によらず貢献を図ろうとする事業を対象外とする。 ※購入した備品を他団体に貸し出すことにより、活動を行う事業など</li> </ul>

**地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解**  
(津有区)

区分	概要等	
テーマ	<b>3-(1)-① 市で行う事業関係</b>	
課題意識 の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱いが区ごとに異なるため、目的に沿うよう全市統一で対象外とする最低限の基準を定めるべき。</li> <li>・住民が要望している案件で行政対応が進まない事案の対応について、本事業で対応できるようにしてほしい。</li> </ul>	
津有区 の 回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市で統一した運用が必要であると考える。</li> </ul>
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市で行う事業」を対象外とする考え方については、「対象とする事業」を広くとらえ、各区で異なった解釈により支援している。</li> </ul>



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記のとおり取り扱いを共通化するが、その他については、各地域協議会で判断・決定する。</li> </ul>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市で行う事業」は、地域活動支援事業の Q&amp;A に具体例を記載し、各区の取扱いの共通化を図る。</li> </ul> <p><b>【記載する具体例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象となる事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動として使用することが主の資機材の整備、活動経費</li> </ul> </li> <li>○対象とならない事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係において、授業の一環として使用することが主の資機材の整備、活動経費</li> </ul> </li> </ul>

**地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解**  
(津有区)

区分	概要等	
テーマ	<b>3-(1)-②      ハード整備事業・備品購入事業関係</b> <b>3-(2)-②</b>	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト事業をとってつけたようなハード整備事業が見受けられる。</li> <li>・ハード整備に係る最低限の制限を市内統一で設定することも場合によっては必要。</li> </ul>	
津有区の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市で統一した運用が必要</li> </ul>
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に市の補助制度があるものは、補助制度を優先する。</li> <li>・楽器やユニフォーム等は、学校活動に係る備品である色合いが濃く、後援会やPTAなどの組織の事業とは言い難い。</li> </ul>



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行どおりの取り扱いとするが、下記の案を提案する。</li> </ul>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区で基準を明確にし、ハード事業（工事費や備品購入費）に係る事業費上限割合性※を導入する。</li> <li>※総事業費のうち、ハード事業に相当する経費は1/2までを上限とする。</li> </ul> <p>(例) ソフト事業 1,000 千円、ハード事業 2,000 千円の場合</p> <div style="text-align: center;"> <p style="margin: 0;"> <span style="display: inline-block; width: 100%; text-align: center;">総事業費 3,000 千円</span>  <span style="display: inline-block; width: 100%; text-align: center;">補助対象 2,000 千円      自己負担 1,000 千円</span>  <span style="display: inline-block; width: 100%; text-align: center;">ソフト事業 1,000 千円      ハード事業 2,000 千円</span> </p> </div>

**地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解**  
(津有区)

区分	概要等	
テーマ	4-(2) (周知・募集の) 方法	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や組織が年々高齢化しているなどの理由から、提案書等の書類作成に難色を示し、提案自体を行ってもらえない。</li> <li>・団体の固定化と内容の変わらない事業提案が多いことから、新規の団体・事業の提案を促すため、事例集などを広く公表して地域活動支援をPRする。</li> </ul>	
津有区の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援事業費の消化に走らず、地域でできることをできる範囲で行えるような制度設計を優先すべきであるべきと考える。</li> <li>・広く住民に周知するため、市HP以外にPRを図る。</li> <li>・提案者の利便性向上のため、提案書の提出に限り、電子メールでの提出を可能とする。</li> </ul>
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援事業費の消化ばかりを重視すると、各地域の自治の力以上に事業の実施を求めることになり、結果として地域の負担が増えるのは好ましくないと考える。</li> <li>・常時閲覧できる情報媒体が市HPに限られるため。</li> </ul>



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行どおりの取り扱いとするが、<u>今後、市で見直し</u>を行う。</li> </ul>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しを求める意見として、下記が挙げられており、市で研究・協議を重ね、見直しを行う。</li> </ul> <p>[周知手段]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体の固定化等の解消のため、更なる工夫</li> </ul> <p>[様式等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案団体による事務の負担軽減や利便性向上</li> </ul>



**地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解**  
(津有区)

区分	概要等	
テーマ	<b>4-(3) 追加募集</b>	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数回にわたる追加募集は、地域協議会の負担が大きい。</li> <li>・提案数が少なく、費用対効果も低いため、事業周知の徹底を前提に、追加募集を全区統一して1回に限定すべきである。</li> </ul>	
津有区の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度として追加募集を行わない。</li> </ul>
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算消化に走らず、当初募集で提案のあった事業のみを審査する。</li> </ul>



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区で検討のうえ、追加募集を廃止する。</li> </ul>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援事業の一定の浸透が図れていることを踏まえ、追加募集を継続する制度的な意義が低下していると考えている。</li> <li>・地域の実情を踏まえた上で、各地域協議会が検討・決定する必要があるが、追加募集の実施可否については、いずれの結果においても、その理由を明らかにする必要がある。</li> <li>・実施の必要性が低下している場合は廃止することもある。</li> </ul>

**地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解**  
(津有区)

区分	概要等	
テーマ	5-(1)-③ <b>提案団体・地域と委員の関係性</b>	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の中に提案団体の関係者がいる場合の取り扱いを市の方針として示してほしい。</li> <li>・委員も住民であるため、厳しく審査に臨むことができない。</li> </ul>	
津有区の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の主観や私情が反映されない審査制度に見直し、委員が関わる事業の審査・採択については、全市的に一定の制限を設定することが必要と考える。</li> <li>・但し、地域によっては1人が複数の役職を担っている実態があるため、どこまで制限するか検討する必要がある。(例:任意団体=構成員、地縁団体=役員)</li> </ul>
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津有区では、委員が事業提案者の場合、当該事業の審査から除外している。(構成員である場合は審査・採択は可能)</li> </ul>



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行どおりの取り扱いとするが、下記の案を提案する。</li> </ul>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査には公平性や納得性が伴う必要があるが、関係者が審査に加わることは、適正な運営に対する疑念や不信に繋がりがねない。</li> <li>・しかし、提案団体の構成員を兼ねる委員を全て除外すると、提案団体に地域協議会委員が加入できなくなり、地域活動の制約につながる懸念がある。</li> <li>・具体的な対応として、提案団体の「代表者」に限り、事業の審査に加わらないことも考えられる。</li> </ul>

**地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解**  
(津有区)

区分	概要等	
テーマ	<b>5-(2)-① 提案団体の自立に向けた取組</b>	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一団体の同一事業に係る提案、採択が毎回行われているため、自主財源の確保や補助率の段階的見直し、終期の設定など、自立を促す取組を全市統一で行う必要がある。</li> </ul>	
津有区の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、団体の自立が目的のため、全市の制度として補助期間の設定（例:5年）は必要と考える。</li> <li>・ただし、補助期間中の補助率の詳細な設定は各区の実情を踏まえ地域協議会で決定するのがよいと考える。(例:3年目まで全額、4年から5年1/2)</li> </ul>
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口が多く財源的も人材的にも余裕があるが地域の結束力に欠ける地域、人口が少なく財源的も人材的にも余裕はないが地域の結束力がある地域など、地域の実情は様々なため、一律に自立を促すのは難しい。</li> </ul>



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行どおりの取り扱いとするが、下記の案を提案する。</li> </ul>													
	内容	<p>○下記のとおり、補助率の上限を設定する。</p> <p>①地域課題の解消を急ぐ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2-(1)の例示では、「地域自治を担う人材の養成・確保」、「日常生活に関する課題に関し、住民で支えあって解決する事業」の2項目を設定する。</li> </ul> <p>②一般的な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①に該当しない事業</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1～2年目</th> <th style="text-align: center;">3～4年目</th> <th style="text-align: center;">5年目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">9/10以下</td> <td style="text-align: center;">8/10以下</td> <td style="text-align: center;">7/10以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2/3以下</td> <td style="text-align: center;">1/2以下</td> </tr> </tbody> </table>				1～2年目	3～4年目	5年目以降	①	9/10以下	8/10以下	7/10以下	②	2/3以下	
	1～2年目	3～4年目	5年目以降												
①	9/10以下	8/10以下	7/10以下												
②	2/3以下		1/2以下												

**地域活動支援事業の見直しに係る市の案・見解**  
(津有区)

区分	概要等	
テーマ	<b>6-(1) 個別案件の事後評価</b>	
課題意識の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード事業は定量的な評価が難しいため、利用者数など整備後の活用状況で評価を行う。</li> <li>・事業実施から数年経過した案件を対象に、活用状況や不適切な事案があった場合の対処法を検討する必要がある。</li> </ul>	
津有区の回答	検証結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区において実績報告書やそれを基にした委員の現地視察などの現年度分の評価で足りると考える。また、それを実施することについての可否についても、各区で判断することによいと考える。</li> <li>・但し、備品購入時は耐用年数分の評価が必要となるため、全市で活用状況などを報告させ、評価する必要がある。</li> </ul>
	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活動（ソフト事業）の成果を適切に判断し、事業の評価に結び付けるのは難しいと考える。</li> </ul>



市の回答	提案見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事や施設整備は、現行どおりの取り扱いとするが、<u>備品の取り扱いは、今後、市で検討する。</u></li> </ul>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会の本旨に基づき、提案事業を支援した成果について、住民の視点や感覚により、地域課題の解消や活性化にどの程度貢献したかを把握する観点で臨むことが望ましいと考える。</li> <li>・このため、区の実情に応じて対応することが適切と考える。</li> <li>・また、実施に当たっては、提案団体の実務負担上の配慮も必要と考える。</li> </ul>

平成 31 年度地域活動支援事業に係る採択方針の検討について（津有区）

検討項目	平成 30 年度の状況	平成 31 年度の方針	結果												
採択方針（募集するテーマ）	<p>○募集要項の文言</p> <p>津有区では、住民の皆さんが行う「身近な地域の課題解決や活力向上」のために行うまちづくり活動で、次のテーマに沿った取組を特に募集します。</p> <p>○募集テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども産み育てる環境整備に役立つもの</li> <li>■ 高齢者が安心して暮らせる環境整備に役立つもの</li> <li>■ 地域の健康・福祉増進、子育て、青少年健全育成に役立つもの</li> <li>■ 地域コミュニティ活動の推進が期待できるもの</li> <li>■ 津有区の自然や産業を活かし、地域の活性化が期待できるもの</li> <li>■ 地域の環境・文化施設や史跡などの PR に役立つもの</li> <li>■ 地域の環境安全、景観美化に役立つもの</li> <li>■ 住民の安全・安心確保が期待できるもの</li> </ul>	<p>資料1 p.2 「2-(1)」</p> <p><b>津有区の回答</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動そのものが広義的な意味合いを持つため、採択方針を<u>狭義にする必要はない。</u></li> <li>・採択方針を絞ると、提案が出てこないことが懸念され、地域活動の意欲低下に繋がりがねない。</li> </ul> <p><b>市の提案</b></p> <p>○採択方針に地域で<u>明らかに課題となっている事項（共通採択事業）</u>を分かりやすく表現する。</p> <p>【共通採択事項の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治を担う人材を育成、確保する事業</li> <li>・日常生活に関する課題に関し、住民間で支えあって解決する事業</li> </ul> <p><b>その他（当日の意見等）</b></p>	平成30年度と同様とする・見直す												
補助率	<p>○補助率</p> <p><b>10/10 以内</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案のあった補助希望額に対して、100%以内で採択決定する。</li> <li>・補助希望額の総額が予算額に満たない場合であっても審査により、減額することがある。</li> </ul> <p>○補助期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助期間による補助率の上限はない。</li> </ul>	<p>資料1 p.8 「5-(2)-①」</p> <p><b>津有区の回答</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市の制度として補助期間の設定は必要と考える。</li> <li>・補助期間中の補助率は各区の実情を踏まえ、決定する。</li> </ul> <p><b>市の提案</b></p> <p>○下記のとおり補助率の上限を設定する。</p> <p>①地域課題の解消を急ぐ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択方針から重点的に取り組む事業を設定する。</li> </ul> <p>②一般的な事業</p> <table border="1" data-bbox="1528 1606 2279 1764"> <thead> <tr> <th></th> <th>1～2年目</th> <th>3～4年目</th> <th>5年目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>9/10以下</td> <td>8/10以下</td> <td>7/10以下</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td colspan="2">2/3以下</td> <td>1/2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>その他（当日の意見等）</b></p>		1～2年目	3～4年目	5年目以降	①	9/10以下	8/10以下	7/10以下	②	2/3以下		1/2以下	平成30年度と同様とする・見直す
	1～2年目	3～4年目	5年目以降												
①	9/10以下	8/10以下	7/10以下												
②	2/3以下		1/2以下												

<p style="text-align: center;"><b>募 集 期 間</b></p>	<p>○募集期間 平成30年4月2日（月）～4月27日（金）</p>	<p><b>資料なし</b></p> <p><b>津有区の回答</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>募集期間を全市統一とする必要はないが、採択後の各団体の活動や地域協議会の自主的審議を考慮すると<u>期限日は4月中とする</u>ことが望ましい。</li> </ul> <p><b>市の見解</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域協議会が各区の実情に応じて募集日程等を考えることは、地域活動支援事業の効果的、効率的な事業運営に有益であるため、運用の変更は行わない。</li> </ul> <p><b>その他（当日の意見等）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4月27日（土）～5月6日（月）まで連休のため、4月の最終日は<u>4月26日（金）</u>となる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">⇒ 平成31年__月__日(__)から__月__日(__)まで</p>	
<p style="text-align: center;"><b>共 通 審 査 基 準 の 配 点 ★</b></p>	<p>○津有区の配点</p> <p><b>公益性 5点 → H29まで10点</b></p> <p><b>必要性 5点</b></p> <p><b>実現性 5点</b></p> <p><b>参加性 5点 → H29まで7.5点</b></p> <p><b>発展性 5点 → H29まで7.5点</b></p> <p><b>合計 25点 → H29まで35点</b></p>	<p><b>検討のポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津有区として特に重視したい項目がある場合、傾斜配点することが可能 → 平成29年度までは傾斜配点を実施してきたが、平成30年度の見直しで<u>傾斜配点を取りやめた。</u></li> </ul> <p><b>その他（当日の意見等）</b></p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">平成30年度と同様とする・見直す</p>
<p style="text-align: center;"><b>ヒ ア リ ン グ の 実 施 ★</b></p>	<p>○提案のあった全事業についてヒアリングを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提案者から事業概要を説明後、質疑応答を行う。</li> <li>土木工事など、提案内容によっては、必要に応じて別日に現場でのヒアリングを実施</li> </ul>	<p><b>検討のポイント</b></p> <p>○他区の実施方法は下記のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高土区、諏訪区、新道区→全ての事業についてヒアリングを実施</li> <li>春日区 →質問事項を文書で提案者に投げかけ、プレゼンテーションもしくは文書にて回答を行う。</li> <li>春日区、新道区 →事前に質問事項を委員間で整理する。</li> </ul> <p><b>その他（当日の意見等）</b></p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">平成30年度と同様とする・見直す</p>

津有区の申し合わせ事項①

■ハード事業関係

○区独自の制限はない。

- ・当初募集では、町内会から提案があった防犯灯設置事業の電柱費用を減額した。
- ・単独町内会からのハード事業（グリーンライン、防犯灯、カーブミラー、遊具）への応募の可否について、審査の際に、意見があった。
- ・地域のことを熟知しているのは町内会長であり、町内会での提案が認められない場合に、どの団体が提案するかが不明瞭になる。

【平成30年度 ハード事業補助希望額】

ハード事業 提案額	ソフト事業 提案額	総提案額
3,798 千円	1,086 千円	4,884 千円
77.8%	22.2%	

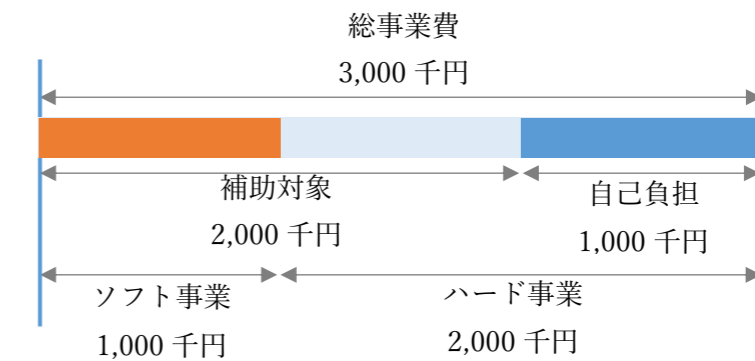
資料1 p.4 「3-(1)-②」「3-(2)-②」

津有区の回答

- ・既に市の補助制度があるものは、補助制度を優先する。
- ・楽器や部活のユニフォーム等は、学校活動に係る備品である色合いが濃く、後援会やPTAの事業とは言い難い。

市の提案

- ・各区で基準を明確にし、ハード事業（工事費と備品購入費）に係る事業費上限割合性\*を導入する。  
※総事業費のうち、ハード事業に相当する経費は1/2までを上限とする。



平成30年度と同様とする・見直す

津有区の申し合わせ事項②

■市で行う事業関係

○区独自の制限はない。

- ・「市で行う事業」を対象外とする考え方については、対象とする事業を広くとらえ、各区で異なった解釈により支援している。

○制限事項の例

■新道区

- ・防犯灯のLED化（新設は補助対象）
- ・町内会館の修繕

■高田区

- ・防犯灯のLED整備
- ・道路等社会資本の修繕を含む事業

■板倉区

- ・防犯灯のLED整備事業
- ・申請団体のみでの交流促進に留まる事業
  - ・イベント等で不特定多数に対する料理の振る舞い

資料1 p.3 「3-(1)-①」

津有区の回答

- 下記の事業は補助対象外とする。
  - ・市で実施する計画がないもののうち、施設の廃止等により、市の方針として実施しない事業
  - ・既に市で実施する計画がある事業

市の提案

- 市で行う事業は、地域活動支援事業のQ&Aに具体例を記載し、各区の取扱いの共通化を図る。

【記載する具体例】

○対象となる事業

- ・部活動として使用することが主の資機材の整備、活動経費

○対象とならない事業

- ・学校関係において、授業の一環として使用することが主の資機材の整備、活動経費

平成30年度と同様とする・見直す

追加募集

○追加募集を実施した。

- ・ 募集期間：9月12日～28日（17日間）
- ・ 配 分 額：2,357千円
- ・ 提案件数：3件
- ・ 提 案 額： 724千円
- ・ 採 択 額： 724千円
- ・ 配分残額：1,633千円

※過去の追加募集

年度	配分額	採択件数	採択額
22	2,601千円	1件	1,708千円
24	2,242千円	5件	2,241千円

資料1 p.6「4-(3)」

津有区の回答

○制度として追加募集は行わない。

【協議の経過】

- ・ 追加募集による事業は、事業実施期間が短く、また、提案団体は当初募集での提案を前提に動いている。
- ・ 申請が間に合わない団体もいると思うため、追加募集を実施し、津有区の活性化に活かしたい。

市の提案

- ・ 地域の実情を踏まえた上で、各地域協議会が検討・協議する必要があるが、追加募集の実施可否については、いずれの結果においても、その理由を明らかにする必要がある。

その他（当日の意見等）